

令和6年度
事業計画

社会福祉法人京都悠仁福社会
特別養護老人ホーム ヴィラ山科

令和6年度

特別養護老人ホームヴィラ山科 事業計画

1. 基本理念

引き続き、武田病院グループの一員として、利用者・家族及び地域からの信頼、また、職員相互の信頼を大切にしながら、思いやりの心を持って、利用者ひとり一人に寄り添い、“手のぬくもり”のある質の高い利用者本位の介護サービスを提供する。

入所サービスについては、ヴィラ山科が「第二のわが家」と利用者から実感していただける施設運営に努めるとともに、居宅サービスにあっては、齢を重ねてもいつまでも地域でいきいきと安心して過ごせる暮らしの支援に関係機関等とも手に手を携えながらしっかりと取り組む。

特に令和6年度においては、昨年5月にコロナウイルス感染症の法令上の分類区分が2類から5類に引き下げられたことを踏まえ、各種行事等の再開などを通じて進めてきた利用者のコロナ禍前の日常を取り戻す取組について、感染動向及び引き続き必要とされる基本的な予防対策に十分留意しつつ、さらに一層の推進を図る。

- (1) 引き続き、健全で安定した施設・事業運営の確保のため、各事業の目標稼働率の達成に向け、具体的な取組を推進する。特に、認知症対応型を含む低迷が長期化している通所介護事業については、引き続き、更に一層のサービスの魅力づくりに向けた工夫を重ねる。
- (2) 利用者の意思を尊重し、個別ニーズを踏まえた質の高いケアの提供や支援を実践することにより利用者満足度の向上を目指す。
- (3) 地域との連携・交流を本格的に再開し、在宅高齢者の福祉ニーズを的確にかつ幅広く把握のうえ、地域包括支援センターはじめ豊富な在宅系サービス事業を運営している当施設の“強み”を活かして、認知症ケアなど地域ニーズに即した高齢者支援・地域貢献活動に取り組む。
- (4) 人財育成を担う指導者層の職員育成に注力するとともに働き方改革を促進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員との定期的な面談（ステップアップシート、人事考課など）を通じた職員個々の思いや考えを汲んだ働きがいのある職場づくりにより離職防止に繋げるほか、採用条件の柔軟な設定等、積極的な職員採用に取り組む等して、安定的な施設運営体制の確保に努める。特に超過勤務時間の縮減については、職員体制の整備はもとより、管理者等による関係職員との個人面談を通じて職員それぞれの超過勤務の要因を明らかにし、実情に応じた縮減方策を確認のうえこれを実行するとともに、個人面談の継続実施により取組の進捗を確認する。
- (5) 特養、デイサービスセンターにおけるコロナウイルスクラスターの経験により高揚した危機管理意識を維持するとともに、自然災害時を含めた感染拡大時におけるBCPのより一層の充実により実用性を高め、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努めるとともに、必要に応じて、地域とも連携した訓練の実施、見直しを行う。
また、引き続き、転倒等介護事故や交通事故ゼロを目指し、利用者の生活の安心安全の確保に努める。
- (6) 職員提案制度の積極的な活用を促す等により、ICTの活用による効率化やペーパーレス化をはじめ業務改善の推進を図る。
- (7) 老朽化した設備・備品の計画的な更新に取り組む。

【中期計画（令和6年度より令和8年度）】

- (1) いわやの里と連携を更に強化し、地域へ還元できる資源提供を行う。また、防災に関しても地域と連携した体制を構築する。
- (2) 居宅介護支援事業所並びに地域包括支援センターと通所介護並びに認知症対応型通所介護、訪問介護、短期入所生活介護とで、ご利用者のよりよい支援のための連携を更に強化する。
- (3) 指導者層のマネジメント能力の向上、職員のキャリア・スキルアップを高める取り組みを推進する。

【長期計画（令和3年度より令和8年度）】

- (1) 災害や感染症に強く、ご利用者や地域の方々に「安心安全を提供できる施設づくり」を目指す。
- (2) ダイバーシティ&インクルージョンを実現する職場環境・風土づくりを進める。
- (3) 少子化人口減少化時代にあっても、豊かな人財を擁し、質の高いケアが提供できる「人財あふれる施設」を目指す。

2. 事業種別利用者数値目標

	特 養	短 期	通 所	通所 (認知症型)	訪問介護	居 宅
年間平均稼働率	97.5%		90.0%	90.0%	常勤換算値× 4.5人	40.0件 /1人
1日平均入所 (利用)者数	87.6人		31.5人	10.8人		

3. 事業種別事業計画

【特別養護老人ホーム】

□ 基本方針

ヴィラ山科が「第二のわが家であるために～その人らしさを求め生きる日々を大切にします～」の実践を引き続き目指す。

職員一人一人が介護観を高め、入所者にとって安心して自分らしい生活を送れるよう支援する。

また、非常時においても迅速な対応ができるよう、日頃から危機管理意識を持ち、安心できる環境づくりに努める。

□ 重点項目

(1) ケアの質と利用者満足度の向上

入居者や家族の思いを多職種間で共有し、その意向に沿った利用者本位のケアを目指す。

感染症予防に留意しながら利用者が主体的に楽しめる行事や外出を提供する。

(2) 人財の確保・定着・育成

チーム内のコミュニケーションを高めるとともに、ICT機器等を有効活用して生産性向上を図り、働きやすく風通しの良い職場を作る。One for all, All for one(1人はみんなのために、みんなは1人のために)の精神を職員一人ひとりが持つことができる環境作りに取り組む。

プリセプター制度を有効に機能させ、自信を持って行動・能力を発揮できる人材育成を目指す。

「きょうまくいく」という前向きな姿勢をもって行動する。

(3) 危機管理意識の徹底

様々な感染症や自然災害発生に対応できるBCPに基づいて教育訓練を充実させる。

また、感染予防だけでなく、感染症発生からさらなる拡大を防ぐために標準予防策の徹底を行う。

- (4) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開
目標稼働率の達成を目指し、全職員で進捗を共有し、稼働率向上に取り組む。

【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】

□ 基本方針

「また来たくなるショートステイ事業所」を目指し、利用者に向けた具体的取組を実施する。

□ 重点項目

ケアの質と利用者満足度の向上

在宅生活を踏まえたショートステイでの過ごし方を模索し、利用者個々に応じた居心地のいい空間作りを検討する。

利用者に対するADLやIADLの維持を目的とした個別機能訓練を適宜実施する。

【通所介護・通所介護相当サービス・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

□ 基本方針

利用者が住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持ち、いきいきと安心して在宅生活が継続できるよう生活意欲、身体機能の維持および増進を図る。

ご家族や各関係機関との連携を密にしながら、地域に根ざした事業所を目指す。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの営業・連携を強化し、体験利用や新規利用者の増加を図る。

また、新規利用者のみならず臨時利用や振替利用の獲得など柔軟な対応に努め目標稼働率の達成を目指す。

(2) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

外部研修等へ積極的に参加し、一人ひとりの資質の向上・専門性を高めるとともに次世代のリーダーの育成を行う。

また、ICTの活用や業務改善を行い、生産性の向上と業務の効率化を図ることで個々の負担を軽減し、有給休暇や連続休暇を取得しやすい職場環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスの実現

に取り組む。

(3) ケアの質と利用者満足度の向上

行事やレクリエーションを充実させサービスの魅力づくりに向けた工夫を重ね、満足度向上を目指す。また、機能訓練を通じて利用者個々の在宅生活が支えられるよう努める。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策・予防対策の充実）

感染症や災害対策についての知識を研修や訓練等で深める。また、BCPの継続的な見直しを行い、感染症や災害が発生した場合でも業務を継続できるよう努める。

介護・交通事故ゼロを目指すために、“ほっ”と報告書の活用、送迎ルートの見直しや危険箇所等を職員間で情報共有を行う。

(5) 連携重視（地域・医療・職員間）

居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび関係機関と綿密な連携を図り、個別のニーズに応じたサービスを提供する。また地域との結びつきを重視し、家族、ボランティア、地域団体とも連携を図り、情報交換や交流の機会をつくる。

【訪問介護・訪問介護相当サービス】

□ 基本方針

利用者の意見、意思を尊重し、尊厳と思いやりの心をもって、利用者の立場に立った訪問介護サービスを行う。また、サービスの提供に当たっては、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、関係機関と手を携えながらしっかりと取り組むことで、利用者の心の支えとなり、日常生活が維持および改善できるよう要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に努める。感染症、災害発生時にはBCPに基づき、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

□ 重点項目

(1) 健全（法令遵守）で安定した事業活動の展開

在宅生活が継続できるよう重度要介護者対象のカンファレンスを実施し、サービス内容の細やかな検討、サービスの質および満足度の向上を図り、特定事業所加算Ⅰ算定の継続に努める。

1日平均訪問件数13.05件（訪問介護員1人当たり4.5件/日）以上を確保するため、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携強化を図り、新規利用者のみならず臨時利用や振替利用の獲得など柔軟な対応に努める。

(2) 危機管理の徹底

“ほっ”と報告書を活用し、事故予防および業務改善・利用者の生活環境改善に努める。

感染症や災害等の発生に対しては、利用者および職員の命と健康を守ることを最優先とし、BCPに基づき、施設内および関係機関とも連携の上、迅速・適切に初動対応等を行い、利用者の普段どおりの暮らしの維持に努める。

(3) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

年間教育訓練計画及び年間個別研修計画に基づいた研修やオンライン研修により、介護技術・知識の向上を図るとともに、積極的に外部研修に参加し、統一したサービスの提供と情報共有に努める。

働き方改革や職員の高齢化を踏まえ、有給休暇取得の促進および超過勤務時間の削減に努め、心身のリフレッシュやモチベーションの維持向上ができる働きやすい職場環境づくりを行う。

また、職員一人ひとりが自分の考えを積極的に発信し、検討できる環境作りを行う。

(4) ケアの質と利用者満足度の向上

利用者満足度アンケートを実施し、利用者の苦情や要望の抽出を行い、ケアの質と満足度向上に繋げる。

(5) 連携重視（地域・医療・職員間）

ヴィラ山科内における他サービス事業所間だけでなく、外部の他職種との連携強化に努め、利用者の立場に立った在宅サービスの検討を積極的に行うことで、サービスの質の向上及び稼働率の向上に繋げる。

【居宅介護支援】

□ 基本方針

歳を重ね介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して望む暮らしが続けられるように近隣住民の方々や包括支援センター、医療機関、各サービス事業所、その他各関係者と連携がスムーズに行えるように日頃より良い関係作りに取り組む。

併せて各研修等にも積極的に参加し、知識や情報を深め、より良い支援が提供できるようにする。感染症予防対策については、引き続き、必要とされる予防対策、対応を徹底するとともに、災害、感染症発生時には事業を停止することなく、利用者に安心してサービスを提供できる体制を構築する。

利用者の要望に応じやすい体制および働きやすい職場の環境づくりを推進し、職員が定着することで、地域や事業所から更なる信頼を得られる事業所を目指す。

□ 重点項目

(1) ケアの質と利用者満足度の向上

外部研修への参加、他の居宅介護支援事業所との合同研修会や地域包括支援センターが主催する研修会などに参加し、介護支援専門員としてのケアマネジメントの質の向上、人財育成を図る。

(2) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場づくり）

ワーク・ライフ・バランスを推進し、超過勤務時間の縮減を行う。積極的に有給休暇の取得を促進、病気や退職のリスク回避を行い、健全で安定した事業運営を行う。

(3) 連携重視（地域・医療・職員）

地域包括支援センターはじめ豊富な在宅系サービス事業を運営している当施設の“強み”を活かしながら外部の医療分野と介護分野をはじめ、異なる分野の関係機関と互いの機能理解を深め、それぞれ役割を発揮できるように地域内での関係者で課題を共有し連携を図り、地域包括ケアシステムの充実を図る。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策、予防対策の充実）

感染症予防対策を徹底するとともに、災害、感染症発生時に事業が継続できるよう、BCPに基づき、訓練および必要に応じて計画の見直し変更を行う。

【京都市大宅地域包括支援センター】

□ 基本方針

大宅・小野学区に住んでいる高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる健康長寿のまちをみんなでつくれるよう、地域包括ケアシステムの中核を担う。地域・医療・福祉が連携して、いざというときに備えて情報共有し、一人暮らしや認知症などの疾患を抱えながらも高齢者が住みやすく災害に強い地域づくりに貢献する。

□ 重点項目

(1) 人財の確保・育成および定着（働きがいのある職場作り）

職員自らが気づきを得られる事例検討会の開催や、複合的な課題を抱えるケースが増加していることから、高齢分野以外の研修への参加機会を確保し、知識向上及び人財の育成を図る。

ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、職員との定期的な面談を通じて個々の思いや考えを汲んだ働きやすい職場作りを目指し、人員体制が維持できるようにする。

(2) ケアの質と利用者満足度の向上

認知症の正しい理解を深めるための普及啓発を地域にある介護サービス事業所とともに実施していくことで、認知症高齢者や家族が安心して住み続けられる地域づくりを目指す。

(3) 連携重視（地域・医療・職員）

地域に住む高齢者が孤立しないよう地域包括支援センターが相談窓口であることの周知を継続し、地域関係団体との連携を強化する。

また、担当学区における地域課題抽出や情報共有のために、地域役員・介護サービス事業所・医療機関を交えての地域ケア会議（個別も含む）を開催する。

(4) 危機管理の徹底（再発防止対策、予防対策の充実）

災害・感染症の発生時におけるBCPの継続的な見直しを実施するとともに、事業が停止せず必要な支援を提供できるよう備える。

4. 行事計画

□ 年間行事計画

実施月	行 事 内 容			
	全体	特養・短期	通所介護	認知症通所介護
4月		・お花見散歩	・お花見	・お花見
5月			・家族交流会	・家族交流会
6月	・嗜好調査	・家族交流会		
7月		・七夕	・七夕	・七夕 ・運営推進会議
8月			・夏まつり	・夏まつり
9月	・総合避難訓練 ・敬老祝賀式		・敬老の日	・敬老の日
10月	・秋まつり		・運動会	
11月	・満足度調査 ・嗜好調査	・紅葉散歩	・紅葉	・紅葉
12月	・餅つき大会	・クリスマス会 ・餅つき	・クリスマス	・クリスマス
1月		・初詣 ・新年会	・初詣	・初詣 ・運営推進会議
2月	・総合避難訓練	・節分	・節分	・節分
3月		・ひなまつり	・ひなまつり	・ひなまつり

※感染症の流行の状況等により延期または中止することがある

□ 月間行事計画

・広報紙「はなみずき通信」発行（毎月15日前後）
・認知症居場所づくり事業カフェふくろう（年4回）

5. 職員関連

□ 諸会議

会議の名称	頻 度	内 容
職 員 会 議	随時	・重要事項および情報伝達 ・職員の労務に関する協議など
運 営 会 議	1回/週	・施設全体の方針の決定 ・重要案件の検討および決定 ・教育訓練計画書の作成
拡 大 運 営 会 議	1回/月	・施設全体の方針の報告、検討、意思統一 ・重要案件の検討および決定 ・各会議、委員会の報告および協議
居 宅 運 営 会 議	1回/月	・在宅サービスの運営全般、重要案件の検討 ・利用者のより良い支援のための連携に関する協議など ・地域の福祉拠点としての活動に関する協議など

特 養 運 営 会 議	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度方針展開表の進捗確認 ・運営全般、重要案件の検討 ・サービス方針の策定、行事企画の確認 ・コールバック連絡書有効性のレビュー ・利用者のケア全般に関すること ・業務改善に関すること
デ イ サ ー ビ ス 会 議	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度方針展開表の進捗確認 ・運営全般、重要案件の検討 ・サービス方針の策定、行事企画の確認 ・コールバック連絡書有効性のレビュー ・利用者のケア全般に関すること
オ レ ン ジ デ イ サ ー ビ ス 会 議	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度方針展開表の進捗確認 ・運営全般、重要案件の検討 ・サービス方針の策定、行事企画の確認 ・利用者のケア全般に関すること
へ ル パ ー 会 議	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・年度方針展開表の進捗確認 ・運営全般、重要案件の検討 ・サービス方針の策定、行事企画の確認 ・コールバック連絡書有効性のレビュー ・利用者のケア全般に関すること
給 食 会 議	1 回/2 ヶ月	・給食業務全般および嗜好調査、献立に関する協議
特 養 C W 役 職 者 会 議	各フロア 1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・特養 CW 役職者間の情報共有と意思統一 ・介護職員の育成・働きやすい職場づくりに関すること
特 養 フ ロ ア 会 議	各フロア 1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・フロア職員間の連携、運営について ・利用者のケア全般に関すること ・業務改善に向けての提案等
看 護 師 会 議	1 回/2 ヶ月	・医務業務・デイサービス看護業務に関すること
施 設 ケ ア マ ネ 会 議	1 回/2 ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅サービスの運営全般、重要案件の検討 ・利用者のより良い支援のための連携に関する協議など ・地域の福祉拠点としての活動に関する協議など

※その他 各部署、各職種にて適宜のミーティングを実施

□ 諸委員会

委員会の名称	頻度	内 容
入 所 検 討 委 員 会	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入所新規申請者の総合評価の決定に関する協議・承認 ・次期入所候補者の選定・承認および待機者管理
感 染 対 策 委 員 会	1 回/ 3 ヶ月 ※必要時、 臨時開催	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防およびまん延防止に関する協議 ・感染発生時の対応に関する協議 ・感染症及び食中毒の予防およびまん延防止の指針の整備・更新に関すること ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修の実施に関すること ・感染症の予防及びまん延防止のための訓練の実施に関すること ・感染症BCPの整備・更新に関すること
職 員 研 修 委 員 会	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の企画および調整、運営に関する協議 ・OFF-JTに関すること（外部研修の発信等）
防 災 管 理 委 員 会	1 回/2 ヶ月 ※必要時、 臨時開催	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者の申請手続き ・施設の防火、防災に関する協議 ・施設の防災訓練の企画および実施に関する協議 ・自然災害発生時BCPの作成と見直しに関する協議
安 全 対 策 委 員 会	1 回/月	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生防止のための指針の整備・更新に関する協議 ・”ほっ”と報告書およびコールバック連絡書の集計および分析 ・事故等の再発防止対策、有効性のレビューに関する協議 ・事故発生防止のための研修の実施に関すること

褥瘡予防対策委員会	1回/月 ※必要時、 臨時開催	・褥瘡予防のための計画立案および実践・評価に関する協議 ・褥瘡に関する情報収集、情報提供、指針の整備 ・褥瘡の発生予防および対策に関する教育に関すること
虐待防止・身体的拘束等の適正化に関する委員会	1回/3ヶ月 ※必要時、 臨時開催	・身体的拘束等の適正化のための対策検討 ・身体的拘束等状況の把握および改善についての検討 ・身体的拘束等および虐待、権利擁護に関する協議 ・不適切ケアを防ぐための教育、啓発活動の推進
安全衛生委員会	1回/月	・職場における快適な作業環境の維持、改善に関する協議 ・職員の健康の保持増進に関する協議 ・職員の安全衛生に関する協議
医療的ケア検討委員会	3回/年	・介護職員等喀痰吸引等について必要な事項の検討と実施 ・介護職員の医療的ケアに関する協議、指導 ・介護職員の医療的ケアに関する情報収集、情報提供 ・施設看護師部会よりの医療的ケアに関する報告
生産性向上委員会	1回/3ヶ月	・介護ロボットの導入・ICT機器の普及と活用に関する協議 ・利用者の安全、職員の負担軽減のための対策を検討

※その他行事に関する実行委員会等を設置

なお、各会議・委員会ともに定期開催のほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

□ 職員教育および研修

職員研修委員会が中心となり、ソーシャルメディア等の活用により施設全体研修を企画し、職員の教育に取り組む。新たに入職する人材に対して、配属部署内のみではなく施設全体での円滑な関わりを得られるよう採用時研修の体制を充実させ、より定着・成長しやすい環境づくりを目指す。また、職種に応じたステップアップシートを用いて個々のスキルアップ意識の向上と成長実感が得られるような運用を行っていく。

京都府福祉職場組織活性化プログラムの結果を踏まえ、引き続き、より一層の組織活性化につなげるとともに、組織運営のマネジメント力の強化を図るため、副主任以上役職者へのリーダーシップ研修と昇任者研修を実施する。

(1) 施設内教育研修体制

- ①全体研修（施設の全職員）
- ②階層別研修（副主任以上を対象とした研修）
- ③部署別研修（各事業所の特性に合わせた研修）

(2) 外部研修

専門性を高めるための外部研修への計画的参加（各職種対象）

(3) グループ内研修

新卒採用時研修、リスクマネジメント、喀痰吸引研修ほか

□ 職員の健康管理

採用時職員健康診断、定期職員健康診断、特殊健康診断（腰痛検診年2回）の実施およびインフルエンザワクチンの接種、新型コロナワクチン接種を行う。新型コロナウイルス感染症に関する予防対策の周知、情報提供を行う。

安全衛生委員会においては、職員の立場から職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて超過勤務時間、有給休暇取得率などのデータを集約し、労働時間の削減に向け各所属へ働きかける。

6. 固定資産取得関連

□ 建物、設備

空調機器入替の検討及び電気設備系統の部品の点検整備、特殊浴槽の点検を行い、安心安全を提供できる施設づくりのため、老朽化している設備の整備を進める。

□ 車両運搬具、器具および備品

送迎車両はじめ公用車の日常点検を確実に実施し、不具合の早期発見を心がける。また、介護ロボット（眠りスキャン、ナースコール連動式センサーマット、音声入力アプリ等）の活用促進を図る。